

第4次香川県がん対策推進計画（素案）について 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先
健康福祉総務課 がん対策グループ
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
電話:087-832-3261/FAX:087-806-0209
E-mail:kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

令和5年12月5日から令和6年1月4日までの約1カ月間、第4次香川県がん対策推進計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、個人4人、団体2団体から6件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係ないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
個人	4件	がんの予防・がん検診の充実に関すること	6件
団体	2件		
合計	6件	合計	6件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>第5章 分野別施策と個別目標</p> <p>1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</p> <p>(1) がんの1次予防（罹患リスクの低減） ①喫煙対策</p>	
<p>たばこは合法的な嗜好品であり、禁煙する意思がある、「たばこをやめたい人がやめる」という考えのもと、過度な規制を行うべきではない。</p> <p>「県有施設における完全禁煙」は、行政が喫煙者を一方的に排除し、強制的に禁煙を強いるものである。大勢が利用する公共の場所である「県有施設における完全禁煙」ではなく、「敷地内完全分煙」「分煙環境の整備」とするべき。</p> <p>(同趣旨ご意見6件)</p>	<p>現在、健康増進法に基づく、第一種施設である県（行政機関）の庁舎等においては、屋外喫煙場所等を設置し、分煙を行っております。</p> <p>厚生労働省局長通知によると、第一種施設については「受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、(中略) 特定喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。」とされています。</p> <p>県としては、がん予防の観点から、まずは、第一種施設である県の庁舎等から敷地内禁煙に向け、順次取り組みを進めてまいりたいと考えます。</p> <p>なお、計画本文については、趣旨が明確になるよう表現を修正します。</p>